

議案第 10 号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正について

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正について、別紙のとおり
議決を求めます。

令和 7 年 3 月 15 日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

◇教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令について

1 規則の改正理由

管理監督職勤務上限年齢による降任（いわゆる役職定年）（地方公務員法第28条の2第1項に基づく降任）については、本人の勤務状況等（同法第28条第1項に基づく降任）又は本人の意に起因しない、法に基づく降任であり、他の降任と区別した発令とするため。

2 改正概要

（1）降任について管理監督職勤務上限年齢による降任（地方公務員法第28条の2第1項の規定により現に有する職より下位の職を命ずる場合）の記載を追記する。

（2）施行期日は、県公報掲載日とする。

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第3条関係） 職員の任免の発令の形式 第1 一般職の職員（第2及び第3に掲げる職員を除く。） の場合 1・2 略 3 降任（現に有する職より下位の職を命ずる場合。 <u>（3の2に該当する場合は除く。）</u> ） 鳥取県……に任命する ……勤務を命ずる ……を命ずる 期限（任期）の定めのない職員となる <u>3の2 管理監督職勤務上限年齢による降任（地方公務員法第28条の2第1項の規定により現に有する職より下位の職を命ずる場合）</u> <u>鳥取県……に任命する</u> <u>……勤務を命ずる</u> <u>……を命ずる</u> 4～59 略 第2～第4 略		別表（第3条関係） 職員の任免の発令の形式 第1 一般職の職員（第2及び第3に掲げる職員を除く。） の場合 1・2 略 3 降任（現に有する職より下位の職を命ずる場合） 鳥取県……に任命する ……勤務を命ずる ……を命ずる 期限（任期）の定めのない職員となる ○職員の種類を異動させる場合に限る。 ○所属課所を変更する場合に限る。ただし、所属課所の長への降任の場合を除く。 ○勤務延長職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。 ○職員の種類を異動させる場合に限る。 ○所属課所を変更する場合に限る。 4～59 略 第2～第4 略	

附 則

この訓令は、令和7年月日（県公報の登載日）から施行する。